

インジウム・スズ酸化物等による健康障害防止対策

平成22年12月22日、厚生労働省は、インジウム・スズ酸化物（ITO）研削粉の吸入によるがん原性試験において、低濃度の吸入ばく露によりラットにおいて発がんを含む肺疾患、マウスにおいて肺疾患を起こすことが確認されたことから、「インジウム・スズ酸化物等の取扱い作業による健康障害防止に関する技術指針」を定め、関係事業者団体等に対し、本技術指針の周知を要請するとともに、都道府県労働局に対し、本技術指針の周知徹底を図るよう通達しました。

技術指針中、特殊健康診断に係る部分は次のとおりです。

< 技術指針抜粋 >

1 雇入れ時又は配置換え時の健康診断について

事業者は、ITO等取り扱い作業に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ・業務の経歴の調査
- ・喫煙歴
- ・既往歴の有無の検査
- ・インジウム又はその化合物による咳、痰、息切れ等の自覚症状又はチアノーゼ、ばち抗拒等の他覚症状の既往歴の有無の検査
- ・咳、痰、息切れ等の自覚症状の有無の検査
- ・チアノーゼ、ばち状指等の呼吸器に係る他覚症状の有無の検査
- ・血清インジウム濃度の測定
- ・血清KL-6値の測定
- ・胸部CT検査

2 定期健康診断について

(1) 一次健康診断

事業者は、ITO等取り扱い作業に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ・業務の経歴の調査
- ・作業条件の簡易な調査
- ・喫煙歴
- ・既往歴の有無の検査
- ・インジウム又はその化合物による咳、痰、息切れ等の自覚症状又はチアノーゼ、ばち抗拒等の他覚症状の既往歴の有無の検査
- ・咳、痰、息切れ等の自覚症状の有無の検査

- ・チアノーゼ、ばち抗拒等の呼吸器に係る他覚症状の有無の検査
- ・血清インジウム濃度の測定
- ・血清KL-6値の測定

(2) 二次健康診断

事業者は、一次健康診断の結果、異常の疑いのある者で、医師が必要と認める者については、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ・作業条件の調査
- ・医師が必要と認める場合は、胸部エックス線検査¹⁾、胸部CT検査²⁾、サーファクタントプロテインD(血清SP-D)の検査等の血液化学検査、肺機能検査³⁾、喀痰の細胞診又は気管文鎮検査

3 配置転換後の労働者に対する健康診断について

事業者は、過去にIT0 等取扱い作業に常時従事させたことのある労働者で、現に使用している労働者に対し、上記(2)に規定する健康診断項目について、医師による健康診断を行うこと。ただし、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 作業条件の簡易な調査については不要であること

(2) 血清インジウム濃度の測定及び血清KL-6値の測定の頻度については、医師が必要でないと認めた場合には、1年以内ごとに1回、又は3年以内ごとに1回とすることができること。

注1) 労働安全衛生規則第44条第1項第4号に規定する胸部エックス線検査をいう。

注2) CT(コンピューター断層撮影)による検査及びHRCT(高分解能コンピューター断層撮影)による上肺野、中肺野及び下肺野の検査をいう。ただし、医師が必要でないと認めた場合には、HRCT検査を省略することができる。

注3) スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による肺換気機能検査、動脈血ガスを分析する検査及び一酸化炭素による拡散能力検査をいう。

技術指針全文の入手は次のアドレスで。

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun>